

ベトナム戦争における米国の戦争犯罪

——今も続く枯葉剤撒布の被害と不問にされた国家責任

もと
元 百合子

ベトナム戦争は、ベトナムにとって、米国による「侵略戦争」であると同時に「人類史上未曾有の化学戦争」であった。「北ベトナム」からの補給路「ホーチミン・ルート」と「ベトコン」を覆い隠す森林および「ベトコン」の食糧である穀物を枯らすことを目的として、14年間にわたって大量に空中撒布された枯葉剤には、ダイオキシンやその他の毒素が含まれていた。ベトナム政府によれば、戦後30年以上経た今もお、第二、第三代を含む約100万人がその影響による深刻な健康被害に苦しんでいる。同政府による再三の「人道的解決」の要請にもかかわらず、米国政府は一切の法的責任も道義的責任も否定し続けてきた。

そうした状況下で被害者は、2004年1月、当時枯葉剤を製造・供給した企業37社に対する損害賠償請求を米国の裁判所に起こした。一番は2005年3月、原告の請求をすべて棄却した。その中心にあるのは、毒を含んでいても枯葉剤は飽くまで枯葉剤であって化学兵器ではなく、その戦時使用は当時の国際法上違法ではなかったという論理である。判決を不服とする原告が控訴したため、同事件は2006年12月現在、控訴裁に係属中である。

小論では、同訴訟の概要を紹介し、主要な争点を関連する国際法に照らして分析する。そのことによって、現在、国際社会が直面する重要課題の一つ、すなわち人体や環境に有害な物質を含む兵器や不必要な苦痛を与える兵器、無差別兵器、戦闘終結後も長期に一般市民を殺傷する兵器でありながら、国際条約上明示的に禁止されていない兵器の使用をどう規制するかという課題を考察する上での一材料を提供したい。実際最近も、環境と人体を長期に放射能汚染する劣化ウラン弾や「第2の地雷」といわれるク

ラスター爆弾、対人使用時の残虐性で知られる白燐弾などが、イラクやバルカン半島、レバノンなどで広く使われているが、使った米軍やNATO軍、イスラエル軍には悪びれるところがない。条約の解釈論に逃れることが許されているからである。

従来、国際社会でしばしば採用され、あるいは許容されてきたのは、「明示的禁止規定がなければ違法兵器ではない」「条約起草時に予定されていなければ適用対象とはならない」という「狭い」解釈アプローチである。その結果、国際社会は基本的に、謂わば「後追い」の形で武器や害敵手段の直接規制に取り組んできた。しかし、そうしたアプローチを維持する限り、合法性が疑わしい兵器や科学技術の進歩によって開発されつづける新兵器に対して、国際法は無力であり続ける。戦争犯罪は放置され、犠牲者は被害に加えて正義の不在という不条理に苦しみ続けなければならない。兵器や害敵手段の合法性は、何よりも国際人道法の目的と基本原則に照らして判断されるべきであり、条約解釈においては「明文で許容されていないかぎり禁止される」という「広い」アプローチが採用されるべきではないだろうか？⁽¹⁾

また、同訴訟は、民間企業が軍に提供した物品あるいは労務が国際法上違法な効果をもたらす形で使用された場合、使用した国家のみならず企業や民間人の国際法上の責任を問うことができるかどうか、という問題も提起している。「イラク戦争」という名の一方的軍事侵略と占領に見られるように、「戦争の民間委託」が急増している現在、これも焦眉の課題であろう。なお、国際刑事裁判所制度を有効に機能させることは、戦争犯罪の処罰のみならず防止にも関連する重要な課題ではあるが、小論では触れな

い。

1. ベトナム戦争における枯葉剤撒布

米国政府の記録によれば、1961年8月から1971年10月までの10年間に、米軍は合計1940万ガロン（約7200万リットル）の枯葉剤を、主として南部・中部ベトナムに撒布した。⁽²⁾ 一部他の撒布方法も用いられたが、大部分が米空軍機による空中撒布である。使用された枯葉剤全体の60%以上を占めていたのが、「エージェント・オレンジ」（以下、AO）である。AOは、高濃度のダイオキシンを含んでいた。他の枯葉剤も有毒物質を含有していたが、ダイオキシンは、化学合成物質のなかで最も強い毒性をもつことで知られる。その毒性は、猛毒で知られるイペリット、サリンや青酸カリよりも強く、10億分の1グラムで癌、胎児の奇形を含む先天性異常を引き起こすとされる。AOのダイオキシン濃度は、米国内で農業目的に使用されていた枯葉剤のダイオキシン濃度を大きく上回っていた。結果的に、ベトナムの人々の頭上に撒かれたダイオキシンは、合計366キログラムに達したと推計される。

枯葉剤の大量撒布は、米軍が「～作戦」と名づけて戦闘行為の一部としておこなっていたものである。後述するように、国内および国際社会からの批判を背景に米軍が撒布を止めた1971年以降は、「南ベトナム政府軍」が、米軍から供給された枯葉剤を1975年まで継続撒布した。直接・間接に被曝した人々の正確な数は不明であるが、米国の研究者グループは、200万人から400万人と推定している。当時、枯葉剤が貯蔵されていた基地と周辺では、残った枯葉剤が投棄されたこともあって、現在も土壌から高濃度のダイオキシンの検出されている。

2. 枯葉剤の毒性とその被害

ダイオキシンにも色々あるが、AOに不純物として含まれていたのは最も毒性が強い2, 3, 7, 8-TCDDであり、その対人発がん性は、WHO（世界保健機構）の国際がん研究機関（IARC）による近年の動物実験や人への影響の評価をもとに認められている。日本の環境省によれば、ダイオキシンは経気道（気体や微細な粉塵

となったものを呼吸によって吸い込む）、経皮（皮膚に付着した粉塵や気体などを皮膚表面から吸収する）といった経路で体内に吸収されるほか、環境中に低濃度で存在する場合、自然には分解されにくく、土壌を汚染することによって食物連鎖に入り込む。いったん体内に吸収されると代謝や排出がされにくいことから、上位生物（つまり人間）の体内でより濃縮される。汚染された土壌における半減期は表層で9-25年、深層では25年-100年である。人体における半減期は通常5-7年とされるが、米国の研究者グループによる1995年の現地調査では、北部ベトナムの900倍のダイオキシンが被曝地域の人々から検出された。2003年の調査でも、ベトナム戦争中にAOが貯蔵されていた基地の周辺では、米国の環境保護省の安全基準の1800万倍のTCDDが検出されている。今も、約3600万人が被曝地域で生活している。

当時、霧状に撒布された枯葉剤を全身に、しかも繰り返し浴びたベトナムの人々に、その急性毒の直接的影響として何が起きたかについての科学的データはほとんどない。戦争中に死亡したおびただしい数のベトナム人の個々の死因について詳しい情報が残されていないからである。しかし、生き延びた人々の多くに、クロルアクネ（ダイオキシン被曝により発生する特異な皮膚疾患）のほか、ダイオキシンの慢性毒のもつ強い催奇性、発癌性、肝毒性、免疫毒性による異常や様ざまな疾患が発生した。⁽³⁾ 催奇性は、第二世代のみならず、第三世代にも少なからぬ影響を与えている。

ベトナム戦争中の米国でも多くの科学者が、枯葉作戦の無差別性や非人道性を指摘し、反対の声を上げていた。たとえば、米国科学者連盟は1964年にそれを「生物化学戦争の実験」と呼んで反対を表明したし、1967年には、複数のノーベル賞受賞者を含む科学者5000人が化学剤使用の中止を求める嘆願書を公表した。米国政府は、そうした声に耳を貸さなかっただけではなく、戦後もそれらの異常や疾患をベトナム人の栄養不足、不良な衛生状態によるものと説明し、枯葉剤との因果関係を一貫して否定してきた。

しかし、ベトナム政府がAOとの因果関係を認定した被害事例の多くは、およそ他の途上国

の貧困地帯には見られないものである。死亡した胎児の標本や、現に生きている子どもたちが抱える症状、すなわち眼球や脳や内臓の欠損、四肢の変形、知的障害、それらの複合といった重度の障害、それらの異常の極めて高い発生率（一家族に生まれた子どものすべて、あるいは大部分に障害が現れたケースも珍しくない）などが示しているように、米国政府の説明には説得力が欠けている。被曝した人々には、クロルアクネの他にも、通常見られない重い皮膚疾患、種々の癌、妊娠中の異常、流産、早産など、多くの健康被害が現れている。ベトナム赤十字の報告によれば、先天性異常を持って生まれた子ども15万人の親（片方または両方）がAOに被曝したか、汚染された食物・水を摂取していた。

AOに被曝したのは、ベトナム人だけではなく。撒布した側の米軍と「南ベトナム政府軍」、それらに協力して参戦していた韓国軍、オーストラリア軍、ニュージーランド軍、カナダ軍などにも類似した健康被害が現れた。

3. 米国退役軍人被害者に対する補償

米国では1970年代に、ベトナム戦争退役軍人がAOによる健康被害を訴え始めた。米国政府の退役軍人省はそれ以前から、AOの成分の毒性研究でその催奇性と生殖異常の発生を動物実験から認識していたことを後に認めている。米国立科学アカデミーの医学研究所もその定期報告書で繰り返し、同様の認識を示している。例えば2003年の報告書は、「血液癌の一種である慢性リンパ細胞白血病の発生とダイオキシン被曝を結びつける十分なデータがある」としている。

退役軍人省はそのホームページで、上述の白血病、ホジキンス病、数種の癌を含む11種の疾病を「ある種の枯葉剤の被曝に関連する病気」として列挙し、「短期訪問を含めて1962年から1975年の間にベトナムで兵役を勤めた退役軍人でそれらの疾病を持つ人々は、AOに被曝したと推測される」と述べ、その場合は補償を請求する権利があることを広報している。さらに、1996年の法改正により、特定の重度先天性異常に限定してはいるものの、退役軍人のAO被曝と子どもの先天性異常の関連性を認め、補償を開始した。2003年からは、1967年から1971年の間にAOを

撒布した朝鮮半島の非武装地帯およびその付近にいた軍人の子どもにも、その補償を拡大している。

他方、ベトナム戦争で使用された枯葉剤の製造企業7社は1984年、健康被害を訴える退役軍人による損害賠償請求を和解で解決するために、1億8000万ドル（現在のレートで約210億円）を拠出して補償に当てた。オーストラリア軍、ニュージーランド軍、カナダ軍の退役軍人も補償対象に含められたが、「南ベトナム政府軍」と韓国軍の退役軍人は事実上、除外された。

4. 韓国退役軍人による損害賠償請求訴訟

韓国は、延べ32万人の兵力を投入して、米軍側の最大規模の外国軍として参戦した。そのうち13万人を超える退役軍人がAO被曝に関連する健康被害を訴え、韓国政府はそのうち9万2320人をAO被害者として正式認定してきた。ただ、被害者の多くは、認定されても不十分な手当て（月300～500ドル）だけが頼りの惨めな生活を余儀なくされていると訴えている。

そうした経緯から、1999年には2万人を超える退役軍人が枯葉剤の大手製造企業であるダウケミカルとモンサントの2社に対する損害賠償請求訴訟を韓国の裁判所に起こした。一審は原告敗訴に終わったが、2006年1月、ソウル高裁は6,795人の原告の訴えを認め、被告2社に合計6,200万ドルに達する賠償金の支払いを命じた。高裁は、それら製造企業がダイオキシン含有量を減らすことができたにもかかわらずそれを怠り、安全基準を無視して枯葉剤を製造したことを認め、過剰な含有量によって引き起こされた結果に対する法的責任を負うと判じたのである。

被告企業は、基本的に次節で紹介するのと同じ主張をおこなったが、認められなかった。特に、AO被曝と健康被害の因果関係が完全に証明されていない、という主張について高裁判決は、その唯一の証明方法は「統計的、相関的方法を通じた」ものであるとした。ただ、判決に不服を表明している被告2社には、韓国国内に裁判所が差し押さえるべき資産がほとんどないから、判決を執行することが現実的に非常に困難である。その意味で、判決の意義は政治的なものに留まる可能性が高い。

米軍は1968年から翌年にかけて、北朝鮮の工作員の侵入を防ぐという目的で、朝鮮半島の非武装地帯の南側にAOを含む枯葉剤22万リットルを撒布した。そのこととの関連でも、韓国政府は約1,400人の韓国軍退役軍人のAO被曝を認定してきた。米国政府は、事前に韓国政府の了承を得たことを根拠に、一切の法的責任を認めていない。

5. ベトナムの被害者による損害賠償請求訴訟

30年の歳月は、枯葉剤被害者・被害児と家族にとって、過酷な日々の、気の遠くなるほどの長い積み重ねである。被害者は多くの場合、治癒の希望も持てないまま肉体的苦痛に苛まれてきた。「毎日が拷問である」といった悲痛な声さえ聞かれる。また、肉体的な苦痛と物理的困難に加えて、被害者と家族の圧倒的多数は貧困に苦しんできた。介護の負担は働き手を家に縛る。ベトナム政府から認定された被害者であっても、支給される補助金は月10ドルにも満たない額であり、生活費はおろか必要な医療やリハビリを受ける費用も賄えない。

米国の国内法上、時効寸前である2004年1月、死亡した人も含めた数人の代表的被害者とベトナム全国の被害者を代表する「枯葉剤被害者協会」(Vietnam Association for Victims of Agent Orange/Dioxin = VAVA) とが、ダウケミカルとモンサントを含む化学企業37社を相手取って米国連邦地方裁判所(ニューヨーク東部地区)に民事訴訟を起こした。それらの企業による枯葉剤の製造と供給によって引き起こされた傷害ないし死に対する賠償、被告が枯葉剤の製造・供給から不当に得た利益の原告への支払い、および環境汚染の軽減・除去の強制命令等を求めるものである。原告適格性に問題はなかった。「外国人不法行為請求権法」(Alien Tort Claims Act) という国内法は外国人が、国際法違反の不法行為に対する民事訴訟を米国連邦地裁に提訴することを可能にしている。また、ベトナム戦争の終結に関する1973年の「パリ協定」は、賠償請求について触れていないから個人の戦後賠償請求権に影響を与えない。

原告の訴えによれば、被告企業は米国政府から受注して製造・供給した枯葉剤に①不純物と

して高濃度のダイオキシンが含まれていたこと、②その枯葉剤がベトナムで軍事目的のために大量撒布されること、③結果として環境と人体に重大な被害をもたらすこと、などを知りながら、④技術的に可能であったにもかかわらず、ダイオキシンを除去あるいは減らす措置を怠ったまま10年間にわたって製造・供給し続け、その結果、莫大な利益を得た。これらの事実認定についての争いはほとんどなかった。したがって、主な争点は、(a) 被告企業は、その行為が国際法違反の効果をもたらす場合に、法的責任を問われ得るか否か、(b) ベトナム戦争での枯葉剤の使用は、その当時、国際法によって禁止されていたかどうか、つまり原告の行為自体も違法な兵器の製造・供給として国際法違反を構成するかどうか、そして(c) 原告の蒙った損害は枯葉剤によって引き起こされたものであるかどうかである。

(a) について被告企業は、枯葉剤の製造・供給は米国政府の注文に応じたものであり、供給した製品がどう使用されたかについて、たとえその使用が国際法違反であっても、企業は責任を負わないと主張した。事件を担当したワインスタイン判事(以下、判事)は、棄却判決に付された長文の意見の中で、一般論としては被告企業の主張を退けつつ、本件については、被告企業の責任を追及することは相当ではないと判示した。原告の訴えの中核は、米国政府の行為、すなわち枯葉剤の調達と戦時使用にあるというのがその理由である。原告によれば、彼らが米国政府ではなく企業に対して賠償請求訴訟を起こした理由の一つは、ダイオキシンの危険性を当時の米国政府に正確に伝えていなかったことにあるから、この点に関する後半の論理は納得できないものであった。

それはともかく、戦争犯罪に対する個人の責任が問われる今日、個人の集団である企業を一律に免責することは理に適わないという判事の一般論は、今後の類似の訴訟に完全には道を閉ざさなかった点で一定の評価に値しよう。もっとも、それについては司法省自身が「元の対戦国による訴訟を受け付けることは、大統領の戦争遂行権限に大きな脅威となる」というコメントを発表し、同判事に対して棄却を要請したことが報道されている。米国政府は本件訴訟にお

ける当事者ではないが、その他の争点についても積極的に主張を展開した。同判事が圧力に屈したのかどうかは不明だが、結果的に米国政府と被告企業の主張の多くが認められたことは確かである。

(b)と(c)についても、原告の主張は退けられた。つまり、被告企業の行為はいかなる国際法と国内法にも違反していないのであり、枯葉剤と原告の損害との因果関係は、「完全に証明されていない」という論理である。判事によれば、原告の主張は「十分な疫学的・科学的データに基づいておらず、逸話的に過ぎない。「証明に失敗した」とされたベトナム側は、判事の判断を「非科学的で不公正」であると非難した。ベトナム側が持つ豊富なデータを詳細に検討する機会を設けることなく、裁判所が棄却したことに大きな不満が残された。ただ、因果関係を「完全に」証明することが極めて困難なことも事実である。そもそも、このような裁判で原告側に厳しい立証責任を負わせること自体、妥当なことかどうかの疑問も残る。立証責任を転換し、被告側に因果関係の不存在を立証する責任を負わせることも検討されるべきではないだろうか。

前述のように、米国政府は自国の退役軍人と家族への補償においては、因果関係を肯定している。それにもかかわらず、判事は、米国国立科学アカデミー等のデータは本件における因果関係の証明にはならないと断定した。ちなみに、同判事は、1984年に米国退役軍人による損害賠償請求訴訟で和解を勧告し、化学企業から約210億円を引き出した人物である。(b)については次に述べる。

6. 関連国際法規をめぐる議論

国際社会は、生物・化学・毒素兵器や、不必要な苦痛を与える兵器、文民に対する無差別攻撃の禁止など武力紛争に関するルールを国際法として発展させてきた。本件の原告が被告企業の国際法違反を告発する上で援用したのは、主として1907年の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(いわゆる「ハーグ陸戦条約」)の付属書「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」(以下、ハーグ規則)の第23条(a)と1925年ジュネーブ議定

書(「ガス議定書」とも呼ばれる)である。前者は、「毒又は毒を施したる兵器を使用」を禁止し、後者は「窒息性、毒性又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用すること」を禁止したものである。米国が同議定書を批准したのは1975年であるが、同議定書は当時すでに慣習国際法であったというのが原告側の主張である。

判事は、ベトナム戦争当時、枯葉剤の軍事使用を禁じる国際法は存在しなかったという見解をとった。「ガス議定書」については、米国政府と被告企業の主張どおり、慣習国際法的性格つまり本件への適用可能性を否定した。ハーグ規則については、本件への適用可能性を肯定した上で、枯葉剤の使用は23条違反を構成しないという見解をとった。

判事によれば、「毒又は毒を施したる兵器」の定義を欠く同文書の適用範囲は曖昧であり、殺人目的で設計された致命的化学兵器に適用されるかどうかさえ不明確である。したがって、ダイオキシンは毒物ではあるが、それを含む枯葉剤を戦争遂行手段として使用したことは「毒又は毒を施したる兵器の使用」に当たらない。枯葉剤が人体を損傷する目的・意図をもって製造・使用されたわけではなく、また毒性の効果が即時的ではなかったことも、そうした見解を採る根拠とされた。「意図」と「即効的毒性」という、それらの国際文書には書かれていない新たな違反構成要件が付け加えられ、禁止範囲がさらに狭められたことになる。

その論理を採用すれば、兵器の与える「非意図的」ないし「付随的被害」(collateral damage)や「遅滞性の毒性」がどれほど残酷で、無差別であっても、その兵器の合法性に影響しないことになる。判事によれば、意図と「即効的毒性」さえなければ「猛毒入り枯葉剤」も「単なる枯葉剤」に分類されるらしい。

他方、「ガス議定書」の禁止範囲に関して米国政府が主張したその種の「狭い解釈」は、ベトナム戦争中の1969年に、国連総会決議2603Aによって否定されていた。同決議は、「ガス議定書」が、技術的發展の如何を問わず、すべての化学的・生物学的戦争方法の使用を禁止するという一般に受け入れられた国際法規則——つまり慣習国際法——を具現するものであることを確認し

た。国連総会決議に法的拘束力はないが、明らかにベトナム戦争での枯葉剤使用を念頭に置いて、化学物質の戦時使用を国際法違反であると宣言したのである。

慣習国際法の中身は必ずしも確定しておらず、条約の解釈はしばしば論争的であるから、現在も「狭い解釈」を支持する国や学説がないわけではない。しかしたとえ「ガス議定書」の慣習国際法的性格が否定されたとしても、当時すでに確立していた国際人道法の基本原則のとおって判断すれば、猛毒入り枯葉剤の軍事使用の合法性を肯定することは難しい。すなわち無差別攻撃（破壊）の禁止、文民や非軍事物の攻撃からの保護の原則、不必要な（過度の）苦痛を与える害敵手段・方法の禁止といった原則である。とくに不必要な苦痛を与える害敵手段・方法の採用は、敵の戦闘員に対しても禁止されているのであり、民間人に対しては、一切の攻撃（破壊）が禁止されているのである。

これらの原則を許容性の基準にすれば、空中から高濃度のダイオキシン入り枯葉剤を10年以上大量撒布し、民間人とそれらの人々の栽培していた食糧を無差別に被曝させ、30年以上も人体と環境を破壊した作戦が正当化されるはずはない。こうした解釈アプローチを採用すれば、「疑わしい兵器」が条約起草時に未知の兵器であったか否か、適用が予定されていたか否かという問題もかなりの程度克服できるはずである。

7. まとめ

国際社会は、武力紛争に関する国際的ルールを整備と確立に取組み、国際人道法を体系化し、発展させてきた。とくに20世紀後半はその努力が強化され、多くの重要な条約が策定されてきた。兵器の規制は人道法のなかでも最も困難な分野に属すると言われながらも、毒ガス、細菌（生物）兵器、毒素兵器、化学兵器が禁止されたことは大きな成果といえよう。しかし、以上見たように、解釈論によって規制の適用を免れようとする国家の試みが許容されるならば、法の実効性は大きく損なわれる。

国際法の解釈は、多くの場合、学問的議論のテーマというより、誰の利益を護る立場をとるかという、すぐれて政治的問題の側面を持つ。

兵器規制に関する条約を制限的に解釈するか否かも、国際人道法の目的と精神に立脚して、そうした兵器で殺傷され、苦しむ人々を減らし、被害者を救済しようとするのか、兵器を開発・製造・使用する側を正当化・免罪して、その利益に奉仕しようとするのかが問われる問題である。害敵手段規制の背景には、第一次大戦での毒ガス使用が1925年の「ガス議定書」を生み、ベトナム戦争での酸性雨作戦が「環境改編技術敵対的使用禁止条約」の策定に繋がったように、常におびただしい数の人々の苦痛と死と悲嘆があったことを忘れるべきではない。

この数年、米国主導でグローバルに展開されてきた「反テロ戦争」では、国際法上、確立した強行規範によって禁止されていると考えられてきた拷問さえ、「テロ」の防止や処罰のために必要であれば許容されるといった論理さえ登場している。「テロ」の容疑者は、捕虜としての権利も犯罪の被疑者としての権利も保障されない、といった超法規的(?)な措置も数年にわたって許容されてきた。超大国によるそうしたあからさまな挑戦に、国際社会は対抗する力を十分に持っていない。国際法の「揺らぎ」と表現されることもあるそうした現状をどう打開し、国際社会に力ではなく法による秩序を確立するかが、極めて重要でグローバルな課題になっている。

枯葉剤は、米国が熱心に取組むもう一つの「戦争」、すなわち「麻薬戦争」において、近年もコロンビアやアフガニスタンなどで大量に空中撒布されてきた。とくにコロンビアでは1999年以来、AOの主要製造企業の一つであるモンサント社製の枯葉剤が、麻薬作物の除去を名目として通常の農作物の上にも広範に撒布され、コロンビア国内だけでなく近隣の国々の環境と人体に深刻な被害を引き起している。その点でも、枯葉剤は過去の問題ではなく、今日の問題である。

本件訴訟に関して言えば、控訴審が米国政府と化学企業の戦争犯罪を認める可能性は、現実的には高くないと見るのが妥当であろう。しかし、少なくとも米軍人と家族に適用したのと同じ基準がベトナムの被害者にも適用されるべきであり、道義的な見地から和解を通じて同程度の補償が提供されるべきであろう。10年ほど前

に補償対象を第二世代に拡大したクリントン政権の退役軍人省長官は、「AOとそれらの疾病の関連性を示す医学的証拠は確定的な因果関係というよりも統計的関連性を示すものに過ぎないが、大統領も私も、我々は退役軍人とその子どもたちの側に立つべきであると強く信じる」と語っていた（『ニューヨークタイムズ』1996年5月29日）。ベトナムの被害者に対する米国政府と被告化学企業の対応は、ベトナム人の命の価値が米国民と同じであることを認識しているのかわかると疑わせるものである。しかも、被害の程度と被害者数において、撒布した人々をはるかに上回る深刻な被害を受けてきたのがベトナムの人々である。米国の司法が救済しない場合は、時間のかかる方法であり、ベトナム政府の意思にもよるが、日本軍性奴隷問題と同様に、米国政府の戦後賠償義務について国連人権機関に見解を求める道もあろう。

日本は、ベトナム戦争には基地の提供をはじめ、米軍の戦争遂行に大きく貢献するとともに、特需によって経済成長を加速させてきた。湾岸戦争には多額の戦費を支出することで多国籍軍を支援し、9.11以後のアフガニスタンとイラクに対する武力行使にも積極的に協力してきた。旧ユーゴスラヴィアやイスラエル・パレスチナ紛争には無関心を決め込んできた。その国の市民である我々は、枯葉剤や劣化ウラン弾、白燐弾の被害者に対して責任の一端を負っている。ベトナムの被害者は口に出さないが、我々が自らの責任を果たすには何をなすべきかを真摯に考えることが求められている。また、国家としても市民としても、核兵器だけではなく、すべての非人道的兵器の国際的規制の強化に一層真剣に、積極的に取り組むべきであろう。

【主要参考文献・資料】

- ・ Dang Vu Hiep, President of The Vietnam Association for Victims of Agent Orange/Dioxin(VAVA), Report “Let's reach victims of Agent Orange: The call of conscience and responsibility” (2004年7月にホーチミン市で開催された「枯葉剤被害者支援のための国際会議」に提出された報告書)
- ・ Tran Xuan Thu, Vice president of VAVA, Report “Agent Orange/Dioxin is a War

Toxin” (2006年2月にハノイで開催された「枯葉剤被害者損害賠償請求訴訟に関する国際会議」に提出された報告書)

- ・ 北村 元『アメリカの化学戦争犯罪—ベトナム戦争枯れ葉剤被害者の証言』（梨の木舎、2005年）
- ・ 環境省ホームページ<http://www.erc.pref.fukui.jp/news/d00.html#2>
- ・ U.S. Institute of Medicine, *Veterans and Agent Orange: Update 2004*, March 2006.
- ・ The Plaintiffs; pleadings; Plaintiffs-Appellants' Opening Brief submitted to the Court of appeals.
- ・ Judge Jack B. Weinstein memorandum, U.S. District Court of New York, 373 F. Supp. 2d7, E.D.N.Y.2005.
- ・ 藤田久一『国際人道法』（有信堂、2003年）

- (1) この着想は、藤田久一『国際人道法』（有信堂、2003年）98頁に負うものである。藤田教授には直接ご教示をいただく機会も得たが、本稿の内容に関する責任は筆者に属するものであることをお断りしておきたい。
- (2) 一部はラオス国内にも撒布されたが、本稿では紙幅の制約からラオスにおける被害の問題は扱わない。
- (3) ダイオキシンの毒性に関する情報は、主として日本の環境省による。